

審査基準整理票

処 分 名	特定疾病の認定		
根 拠 法 令 名	国民健康保険法施行令		第29条の2第8項
基 準 法 令 名	健康保険法施行令第41条第9項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病(昭和59年厚生省告示第156号)		第27条の13
所 管 部 署	健康保険部(局) 保険年金課(室) 給付係		
標準処理期間	1日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内 容 <input checked="checked" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>国民健康保険特定疾病の認定は、健康保険法施行令第41条第9項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病(昭和59年厚生省告示第156号)に規定する治療及び疾病を受けた場合に行うものとする。</p> <p>なお、上記告示は、担当課において備え置く。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。